

1について

平成 27 年 3 月 19 日 民主党部門会議の宿題に対して回答した内容

裁量労働制の適用対象者に係る脳・心臓疾患と精神障害の不支給決定件数
(平成 25 年度)

標記に係る確定値は、以下のとおり。

(件)

	脳・心臓疾患	精神障害
不支給決定件数	377 (うち死亡157)	757 (うち自殺(含未遂)94)
うち 専門業務型	3 (うち死亡3件)	6 (うち自殺(含未遂)0)
うち 企画業務型	0	0

2について

裁量労働制に係る監督指導を実施した件数については、情報が各労働基準監督署にあることから、直近の状況について、各労働基準監督署において内容の確認を行っているところです。